

事務連絡
平成23年3月15日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

東京電力株式会社及び東北電力株式会社による
計画停電にかかる要援護者等への対応について

今般の東北地方太平洋沖地震については、必要な介護の確保等、高齢者の支援に最大限のご尽力をいただき、厚く御礼申しあげます。

別紙により、東京電力株式会社及び東北電力株式会社の電力供給区域における計画的停電（以下「計画停電」といいます。）の際の、介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いしているところですが、今後の計画停電の実施に伴い、下記の影響も懸念されるところでございますので、管内市区町村に対し、必要な対応を取られるよう周知徹底方願います。

なお、本件に関する疑義照会等については、各課室までご連絡をお願いいたします。

記

- 1 一人暮らしの高齢者や支援が必要な高齢者の居宅に設置されている緊急通報システム、認知症老人徘徊感知機器、夜間対応型訪問介護のオンコール端末等については、計画停電の実施により、使用できなくなる場合や、機種によって個別の端末の復旧作業が必要となる場合がございます。こうした場合、緊急時の通報等に当たっては、固定電話や携帯電話等により通報受託先や福祉用具事業者への連絡のほか119番通報を行われるよう利用者の皆様へ周知を図られる等の必要な対応を行うとともに、固定電話や携帯電話等の使用が困難な者に対しては、地域包括支援センター等による定期的な見守り・声掛け等の対応もお願いいたします。
- 2 また、今般の地震に伴い、ガソリン等の燃料不足等が生じているとの報道もあり、ホームヘルパーの移動やデイサービス等の送迎に支障が生じる可能性があります。こうした場合については、居宅介護支援事業者等の関係事業者間で連携の上、例えばデイサービスの予定をホームヘルプに切り替えるなど、利用者の処遇に配慮した適切な代替サービスが確保できるようお願いいたします。

なお、こうした場合に、居宅サービス計画の変更の必要があるときについて、サービス担当者会議は開催せず、担当者から意見を求めることで足りるものとします。

(別 紙)

事務連絡
平成23年3月14日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

東京電力株式会社及び東北電力株式会社による
輪番停電にかかる要介護者等への対応について

今般の東北地方太平洋沖地震については、要介護者の支援に最大限のご尽力をいただき、厚く御礼申しあげます。

さて、電力の需給逼迫のため、本日以降、東京電力株式会社等が電力を供給する地域をいくつかのブロックに分け、順番に一定時間毎の停電を実施（以下「輪番停電」という。）することについては、社会福祉施設等も例外なく対象となります。輪番停電にかかる要介護者への対応については、別添の平成23年3月11日付け事務連絡「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」と同様といたしますので、介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。